

LGBT法の早期成立を求める意見書

現在「性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案」（「LGBT理解増進法案」）が各政党において検討されているが、いまだ国会には法案として提出されていない。

人が個人の尊厳を持ち、権利において平等であることは、日本国憲法においても確認されているものであって、性的指向や性自認による差別が許されないことは当然のことである。

国連人権理事会における普遍的定期的審査（2008年、2012年、2017年）においても、性的指向及び性自認に基づく差別を撤廃するための措置を講じることが日本に対して勧告されている。また、経済協力開発機構（OECD）の調査によれば、LGBTに関する法整備状況を比べると、日本はOECDに加盟している35カ国中34位ということである。

よって、本市議会は、国に対し、速やかに、性的指向や性的自認に関わらず人権を享有することや平等であることを明示する法律を早期に制定することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月21日

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣殿
内閣官房長官
衆議院議長
参議院議長

座間市議会議長 吉田義人